

船橋市教育委員会会議 6 月定例会会議録

1. 日 時 平成 2 2 年 6 月 2 4 日 (木)
開 会 午後 2 時 0 0 分
閉 会 午後 4 時 4 0 分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 委 員 長 山 本 雅 章
委員長職務代理者 石 坂 展 代
委 員 中 原 美 惠
委 員 篠 田 好 造
教 育 長 石 毛 成 昌
4. 出席職員 教育次長 西 崎 勝 則
管理部長 石 井 雅 雄
学校教育部長 阿 部 裕
生涯学習部長 須 藤 元 夫
管理部長兼総務課長 二 通 健 司
学校教育部長兼
総合教育センター所長 魚 地 道 雄
施設課長 千々和 祐 司
学務課長 松 田 重 人
指導課長 加 藤 邦 泰
社会教育課長 小 川 佳 之
保健体育課長 水 野 平 吾
文化課長 武 藤 三 恵 子
青少年課長 村 山 茂
生涯スポーツ課長 小 泉 秀 俊
中央図書館長 野々村 好 造
青少年センター所長 佐 藤 宏
船橋高等学校長 竹 内 英 世
財務課長補佐 内 海 隆 一
指導課副主幹 加 郷 正 英

5. 議 題

第 1 前回会議録の承認

第 2 議決事項

議案第 2 8 号 船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について

議案第 2 9 号 船橋市立三咲小学校用地の変更について

議案第 3 0 号 船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第 3 1 号 平成 2 3 年度船橋市立船橋高等学校第 1 学年入学者選抜要項について

議案第 3 2 号 船橋市図書館協議会委員の委嘱について

議案第33号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

第3 報告事項

- (1) 平成22年度船橋市小・中学校音楽発表会(第32回サマーコンサート)について
- (2) 平成22年度船橋市小・中・特別支援学校「夢・ア・ト展」について
- (3) 平成22年度船橋市中学校演劇部夏の発表会について
- (4) 第46回船橋市中学校総合体育大会の実施計画について
- (5) 第23回船橋市文学賞について
- (6) ホタル観賞会の実施報告について
- (7) 学校プール開放事業について
- (8) 一宮ふれあいキャンプの開催について
- (9) その他

6. 議事の内容

【委員長】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから教育委員会会議6月定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認についてお諮りいたします。

5月20日に開催しました教育委員会会議5月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。よろしいでしょうか。

【石坂委員】

訂正を1カ所お願いします。

前回、私が報告したところで、「シンデレラコンプレックス」の翻訳が15、6年前とありますけれども、正確には28年前です。すみません。

【委員長】

10ページ目ですね。

【石坂委員】

はい、10ページの1行目です。15、6年前を28年前とお願いします。

【委員長】

よろしいですか、訂正をお願いいたします。

そのほかの委員はございませんか。

よろしいですか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入りますが、議案第32号、議案第33号については、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第1号の「任命、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項」に該当いたしますので、非公開としたいと思います。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該議案を非公開といたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第28号について、総務課、説明をお願いいたします。

【総務課長】

議案第28号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」ご説明いたします。

資料は、1ページから3ページまででございます。

教育委員会の公印規程につきましては、教育委員会から発する文書の真正を担保するため押印する各種公印の種別、個数等を規定しているものでございます。

平成12年4月1日の海神公民館の新設により、公民館の数が24から25になるのに伴い、公民館の印及び公民館長の印の個数を24から25に変更する必要から、平成12年3月28日開催の教育委員会会議臨時会においてそのように議決をいただきました。その際の改正文言、別表第1教育機関の表第15の項及び第16の項中「24」を「25」に改めるとなっていたのですが、この改正文のつくりをこの表のうち、公印の数量に限定して改正する表記、すなわち第15の項及び第16の項、個数の欄中としていなかったため、個数の24だけでなく、たまたま同じ24である公印の大きさの「方24」、つまり24ミリ角の大きさの部分も25と改正されてしまっております。

例規の改正においては、何々を何々に改めるという表現で上程されております。実際の規程が文章としてこれこれこうなるという形での議案の上程はいたしておりません。改正された箇所は告示された後、例規集もしくは市のホームページの中で改正箇所が従来の規程に溶け込んだ形で数カ月経た後に表示されることになっております。このことから、公印の大きさが改正されてしまっていることに事務局としても気が付かないでございました。

そのような中、平成21年2月に夏見公民館が公民館長の印をつくりかえておりますけれど

も、その際例規を確認したところ、大きさが「方25」となっていることから、夏見公民館では25ミリ角の公印を作成しております。他の24カ所の公民館は24ミリ角の公印のままです。今のままですと規程に合っていない公印を使用することになります。事務局は、最近この実態と合っていないということに気がついたわけでございます。このようなことから、現在の実態と合わせるため、25ミリ角の公印を使用している夏見公民館と他の公民館を分ける形で規程を整備するものでございます。

【委員長】

説明としてはわかりですよ。何かご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第28号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第28号については原案どおり可決いたしました。続きまして、議案第29号について、施設課、説明をお願いいたします。

【施設課長】

議案第29号「船橋市立三咲小学校用地の変更について」ご説明申し上げます。資料は5ページ、6ページとなります。

このことにつきまして、子育て支援部から放課後ルームの増設について協議があり、学校運営上支障のない場所に建設することで合意いたしました。その位置については、6ページの黄色い斜線の部分でございます。

放課後ルーム建設用地については、通常は学校用地の使用を承諾する、いわゆる貸し借りの形式をとっておりますが、今回の三咲小学校の敷地は国有財産、国から借りている土地であることから、国との契約を変更する必要があります。そのため、学校用地のうち343.04平米を放課後ルーム用地に変更を行うものでございます。

船橋市教育委員会組織規則第3条第5号、「教育機関の敷地を設定し、又は変更すること」に該当し、議決を得る必要がありますので、議案を提出いたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第29号「船橋市立三咲小学校用地の変更について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第29号については原案どおり可決いたしました。続きまして、議案第30号について、学務課、説明をお願いいたします。

【学務課長】

それでは、議案第30号「船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

この規則につきましては、卒業証書の年月日を統一し、明記するため、船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する必要があることからご審議をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表12ページから13ページをご覧ください。

これまで卒業証書に記入する卒業年月日につきましては、管理規則の中には明記されておりませんでした。法的な根拠に基づきまして、卒業年月日は卒業認定日である3月31日が適当であると考えられます。このことに伴いまして、船橋市立小学校及び中学校管理規則第23条第2項及び船橋市立特別支援学校管理規則第20条の文言及び様式を改める必要がございます。

具体的には、船橋市立小学校及び中学校管理規則では、「所定の教育課程」を「当該学校の全課程」に、船橋市立特別支援学校管理規則では、「所定の教育過程」を「全課程」という文言に改め、様式中にあらかじめ「年三月三十一日」と記載するものでございます。

なお、船橋市立特別支援学校管理規則の様式は、船橋市立小学校及び中学校管理規則とは異なる様式でしたが、これを改めまして、同じ様式に統一するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【石坂委員】

12ページの新旧対照表で、新旧両方の卒業証書の記述に線が引いてありますよね。校印とか氏名とか、生年月日の右側に。この箇所の新旧の違いは何ですか。

【総務課長】

ご質問が改正の手法に関することですので、私から回答申し上げます。

今回の改正文言は、「第4号様式を次のように改める」という表記になっておりますので、そういう意味で、新旧対照表のすべての項目に線が引いてあります。「第4号様式中何々を何々に改める」という形であれば、そこだけが違うのでその項目のみに傍線を引くということになっております。

【委員長】

この「年三月三十一日」とか、規則内容が変わるところだけに傍線を引いたほうが、わかりやすいですね。

【石坂委員】

もう一つなんですけれども、「あなたは小(中)学校の課程を修了したのでこれを証します」というのは、実際1行じゃないですね。3行ぐらいですね。

参考になるかなと思って卒業証書の実物を持ってきました。これは3行になっていますけれども、この新旧対照表はあくまで参考資料だから1行になっているだけでしょうか。

【総務課長】

そういうことでございます。

【石坂委員】

1行でも3行でもどちらでもいいということですね。

【総務課長】

様式は基本的なものをあらわしているものですので、すべてそのとおりでなくても、例えば1行が2行になっても、様式としての要件を備えていれば問題ないというふうに捉えております。

【教育長】

それなら、できるだけ実態に合わせた様式に変えたほうがいいのではないのでしょうか。

なにも1行ではなくても問題ないということは、1行で印刷している学校があるのか、2行

で印刷している学校があるのか調べてみて、全校が3行で印刷していたら、実態に即して書いたほうがいいわけだから、様式を直して3行にしてもいいんじゃないでしょうか。

【管理部長】

今おっしゃられた実態に近づけた様式にしたかどうかということについては、一応、小・中、全学校どういう形で書かれているか検討したうえで、改正することは可能であります。ただ、現在は一般的な様式の作り方としてこのようにしているということでございます。

【委員長】

様式については、このままで良いと私は思っています。実物との相違を指摘するのであれば、文字のポイントも、卒業証書の大きさも全部揃えないと、例の表示にはならなくなってしまいますよね。それこそ、卒業証書をコピーして添付しなければいけなくなりますよね。だから、今回はこれでいいと私は思います。

【学校教育部長】

卒業証書の様式をそのまま添付するというのは私も理解できるんですけども、たしか卒業証書には市の紋章も入っていたような気がします。だから、様式といったときにどこまで落とし込むのかが問題になります。確かにわかりにくい部分があって、私も不注意で申しわけありませんでした。そこら辺もやはり改善していかなくてはいけないので、もう一度精査して再度上程したほうがいいかなと考えております。

【委員長】

時間的に間に合うんですか。来月以降でも大丈夫なんですか。

また、こだわるのであれば、実物をスキャンして使うことはできないんですか。

【学校教育部長】

私が申し上げているのは、こちらに書いている様式に、実物をそのまま載せるまでの精度が果たして求められるかどうかというような部分の議論なんですね。

【委員長】

先ほど言ったとおり、私は必要ないと思います。

ただ、私の意見としては、傍線だけは「年三月三十一日」のところだけにしてほしいと思います。これだとわかりにくくてしょうがないです。全部変更したように見えます。

【総務課長】

確かにわかりづらいところはありますが、一般的な作り方として次のように改められているので、全部に傍線が引かれております。

【委員長】

参考として添付しているわけですから、わかりやすいものでないと参考になりません。

【総務課長】

恐れ入りますが、議決いただく内容とは直接関係はないものをご理解ください。

【委員長】

この12ページの新旧対照表も告示するわけですか。

【総務課長】

新旧対照表のほうは告示いたしません。

【委員長】

だとしたら、やはり「年三月三十一日」のところだけ線を引くべきだと思いますよね。全部に傍線を引いているというのは非常にわかりにくく、不親切な感じがします。ここが変わったんだよということを強調したいために、普通は傍線を引くわけですよね。告示しない参考資料であるなら、「年三月三十一日」だけに傍線を引いてわかりやすいようにお願いします。

【教育長】

例えば、行政管理課などのいわゆる文書の専門家に見てもらうなど、いろいろな手続を終えて教育委員会会議に上程するわけですよね。議決機関である教育委員会会議で議論して、こっちのほうがいいんだとみんなが納得したらそこで変えてはいけないのですか。

また手続が必要なのでしょうか。

【管理部長】

どのような変更を加えるかが示せば、それは可能だと思います。

【教育長】

この会議での変更の問題ないわけですね。

12ページ、2の「校長は、当該学校の全課程を修了した」とありますよね。関係法令も確認しましたが、「全課程」という文言はどこにも出てきませんでした。そこで、なぜここだけ「全」というのを付けるのか、実はこの会議の前に確認をしました。

担当の説明を聞いたところ、1年生から6年生までだから、特に「全」を入れてわかりやすくしたというような説明がありました。しかし、様式は「全課程」ではなく「課程」となっていて、条文の文言と違っていたので、もう少し議論してみるように言いました。

この会議の開会まで時間が迫っていたこともあって、会議後に改めて検討するというから、

今回はとりあえずこれで同意しましたが、今また別の指摘が他の委員から出たので、この会議で変えることができるのなら、この件もこの機会に一緒に変えたって構わないと思うのですが、いかがでしょうか。

【学務課長】

「全課程」の件は、県のモデル規則がこういう形で出ておりまして、その規則に準じて今回これを出しました。県のほうでもどうして「全課程」がついているのかという文面があると思いますので、仕組みについては改めて確認して、来月にでもお伝えしたいと思います。

【篠田委員】

県のモデルがそうなっているんですか。

【教育長】

それ自体がおかしいと思います。「全課程」という言葉はそこにしか出てこないんですよ。

【委員長】

ほかの委員の方いかがですか。

【篠田委員】

様式の文言は、「あなたは小(中)学校の課程を修了したので」と書いてありますよね。一方で、条文は「全課程」になっている。やはり、証書と同じ文言で統一したほうがいいのではないのでしょうか。

あと、先ほど石坂委員のお話のように、これは確かに卒業証書がこの様式のとおりもし書かれたとすると、随分味気のない卒業証書になるので、先ほど石坂委員が見せたような現行の卒業証書に合わせられないのかなと思います。

【中原委員】

私は他のことで素朴な疑問なんですけれども、8ページの表記で「小(中)学校」というふうに縦に小括弧で中が入っていますよね。それで特別支援学校のほうは横に中括弧で「小学部、中学部、高等部普通科」と書いてありますよね。この括弧は同じ意味なんですか。

【学務課長】

そうです。

【中原委員】

つまり特別支援学校の場合は、3行書いてあるということではないんですね。どれか選ぶということなんですか。中学校の場合もそうですか。

【学務課長】

どれか選ぶということです。

【中原委員】

どれか選んでそれだけが書かれるんですよね。

【学務課長】

はい。

【中原委員】

小と中も同じですよ。はい、わかりました。表記の仕方が違っていたので、ちょっとお聞きしたのですが、選んで1つだけを書くということに変わりはないんですね。

【委員長】

そしたら7月以降にもう1回出していただいて、その間に我々もまた検討したいと思います。日程的に間に合うのであればよろしいですか。

【総務課長】

教育委員会会議につきましては、教育委員会会議規則にのっとって議事を行わなければなりませんので、委員の皆様から提案いただいたことについて持ち帰って再度議案として出すという形でよろしいでしょうか。であれば、今回出した議案については、白か黒かの結論は会議では出していただかなければなりませんので、可決もしくは否決という形で意思を表明していただくのがよろしいかと思います。

【委員長】

時期的に間に合うでしょう。

【学務課長】

間に合います。

【教育長】

間に合うのならみんなが納得した形で改正する方がいいので、今回は合意できないということで否決して、事務局に持ち帰って再度検討していただきましょう。

【委員長】

そうすると、こちらの希望としては、証書の文言を実態に合わせて3行にして書いてほしい

ということと、あとは「年三月三十一日」のみに傍線と、

【教育長】

私が言った「全課程」の件ですね。

【委員長】

以上の3点を検討していただいて、再度上程してください。

他に何かご意見、ご質問ございますか。

【中原委員】

様式についてなんですけれども、生年月日を書く欄とそれから「年三月三十一日」の上の何年というところが、実際には証書のほうは年号が入って、平成何年というふうに表記されているんですけども、この年のままですと西暦表記でもそこは縛りがないというふうに理解されますよね。このあたりはいいんでしょうか。2通りの解釈をされる可能性があるものを載せておくというのはどうかなと思います。

どちらでもいいということで、意識してこうされているのか、通常、年号表記というのは書かないものと認識してそうされているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

【管理部長】

様式については、通常、年号の表記を省略しております。万が一、年号が変わった場合等についても対応できるように、今は年月日という形での様式改正をする場合が多いです。

【石坂委員】

西暦で書かれても別に構わないんですね。

【管理部長】

はっきりとした答えはわかりかねますが、ほとんどが年月日表記なので、実際の様式で西暦表示は間違いではないと考えられます。

【委員長】

そのほか何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第30号「船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管

理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。否決でよろしいでしょうか。

【各委員】

そういうことだと思います。

【委員長】

否決といたします。

次回以降、先ほどの意見をもとに、新たに議案の提出をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして議案第31号について、指導課、説明をお願いいたします。

【指導課長】

議案第31号「平成23年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」ご説明いたします。

平成23年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項の決定につきましては、船橋市立高等学校管理規則第24条及び船橋市教育委員会組織規則第3条第14号の規定により、教育委員会会議の議決を得る必要がございます。

また、選抜要項の一部につきましては、千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に掲載されることとなりますので、本日の教育委員会会議におきましてご審議をお願いいたします。

それでは、平成23年度入学者選抜の概要についてご説明いたします。

市立高等学校は、千葉県の公立高等学校として千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項により、県立高等学校と同様に入学者選抜を実施しているところです。平成23年度入学者選抜について大幅な変更が2点ございます。

35ページの平成23年度以降の船橋市立船橋高等学校入学者選抜について（要約版）をご覧ください。

35ページの2、主な改善の内容のところをご覧くださいながら説明を聞いていただきたいと思っております。

1点目は、特色ある入学者選抜が前期選抜となります。前期選抜は平成22年度入学者選抜の特色ある入学者選抜の理念を継承するものであり、特色ある入学者選抜で実施していた自己表現、作文、適性検査に加え、国語、数学、英語、理科、社会の5教科の全県共通の学力検査を実施することが大きな変更であります。

学力検査の実施については、中学生の学力低下が懸念されていることや高等学校入学の学習状況を考慮して導入するものです。

検査期日は、中学校の教育活動の配慮からできるだけ遅くし、本年度は2月15日、2月16日の2日間となります。1日目が5教科の学力検査、2日目が自己表現、面接及び適性検査となります。

また、選抜枠は全学科が募集定員の50%であったものが、普通科が定員240名の60%に当たる144名、商業科・体育科がそれぞれ定員80名の80%に当たる64名となります。

2点目は、学力検査等による入学者選抜から後期選抜に変わったことです。表の真ん中やや下の部分になります。検査日数が2日から1日に変わります。全県共通問題として5教科を実施し、各教科の学力検査時間が50分から40分となります。学力検査終了後、商業科、体育科は面接、適性検査を実施します。

後期選抜の募集人員は、募集定員から前期選抜の合格者を減じた人数となりますので、前期選抜枠を広げたことにより後期選抜枠が少なくなっております。

平成23年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項につきまして、追加、変更を含めて変更箇所は51カ所ございます。このうちの多くが前期選抜、後期選抜に変更したことによるものです。

お手元の資料の17ページをご覧ください。

平成23年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項を用いてポイントの要を説明し、前期選抜、後期選抜への変更に伴う文言の変更については、30ページから34ページまでの新旧対照表をもって説明にかえさせていただきます。

18ページをご覧ください。まず、募集定員ですが、募集定員は普通科240名、商業科80名、体育科80名です。そのうち前期選抜の枠は普通科定員の60%、商業科、体育科が80%となります。

19ページをご覧ください。前期選抜の応募資格及び期待する生徒像等について説明いたします。

応募資格にイ、ウを追加することにより、応募資格を明確にしております。先ほど説明しましたが、前期選抜は特色ある入学者選抜の理念を継承するものであり、期待する生徒像は昨年度の志願要件から文言を変更したものであります。志願要件という言葉から要件を満たしていないと受験できないと受けとめる中学生もあり、「期待する生徒像」に変更したところです。まじめに学習し、活動した中学生が受験できる内容にするとともに、各学科の文言の整合性を図っております。

普通科、商業科を受験するものは志願理由書に志願する動機や理由、校内外での活動や自分について伝えたい事柄を書き、高等学校が定めた期待する生徒像の項目に当てはまるものに対して自己表現を実施します。自己を表現するという検査方法により、人物にすぐれ、学習意欲に富み、目的意識を持って高校生活を迎え、充実した高校生活を送ることができる生徒を確保することが目的であります。

体育科は、資料20ページの適正検査を実施します。

続いて選抜方法について説明いたします。

選抜の方法は調査書、志願理由書の書類審査と学力検査の成績、自己表現、面接、適性検査の結果を用いて判定します。特に調査書の評定については、算式1で算出した数値を選抜の資料といたします。算式1の について、95から県が定める数値に変更しております。平成23年度入学者選抜においても95となる予定ですが、この数値は千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項において定められるものであります。平成23年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項は、県教育委員会及び市立高等学校が設置されている教育委員会がそれぞれ選抜要項

を決定し、それらを合わせて作成することから、選抜要項を決定する段階では95と明記しないことにしました。また、学力検査を実施することにより、その成績を選抜の資料に加えております。

続きまして、21ページをご覧ください。

前期選抜枠の一部として実施する特別入学者選抜について説明いたします。

船橋市立船橋高等学校は、特別入学者選抜として海外帰国生徒、中国等帰国生徒の2つの入学者選抜を実施いたします。従前から実施されていた海外帰国子女、中国等引揚者子女の名称を変更したものであり、前期選抜枠の一部として実施し、定員の一部となっております。

海外帰国生徒は普通科のみ、中国等帰国生徒は、志願者がいればすべての学科で実施します。

次に、後期選抜について説明いたします。24ページをご覧ください。

後期選抜は先ほど説明したとおり、従前の学力検査等による入学者選抜にかわるものです。大きな変更点は先に説明したとおりです。このほかに志願、または志望変更、入学願書等の提出機関の特例について文言の整備をいたしました。

26ページをご覧ください。

最後に、第2次募集について説明いたします。

第2次募集は、後期選抜の一部として募集定員に1名でも満たなかった場合実施します。平成22年度入学者選抜までは県が作成した学力検査問題を使用しておりましたが、平成23年度入学者選抜は学力検査を実施せず、普通科、商業科は面接、作文、体育科は面接、適性検査を実施します。

以上で、平成23年度船橋市立高等学校第1学年入学者選抜要項について説明を終わります。よろしく願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま説明がありました。何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

参考までになんですけども、今まで特色で選抜された人と後期で受験した人との学力の差とか、そういうのは出ているんですか。

【指導課長】

恐れ入ります。今の質問は、県立高校の話なのか、市立高校の話なのかどちらでしょうか。

【委員長】

市立高校でもいいですし、県も結局変えたわけですよ。以前は試験をやらないで入学していた生徒や、大学でも一芸入試で入学できるようにした生徒に学力の偏りがあったりしましたよね。そういう反省のもとに変更されたということですか。

【指導課長】

これまで前期の部分につきましては、中学校から内申書、調査書、それから面接、作文試験を行ったものから徐々に、学校独自の問題を使って実施する学校がございました。そういうところが都府県で統一した方がいいだろうということで、今回変更いたしました。

今委員長から質問ありました数値等については、ちょっと手元に資料がありませんので答えできません。

【委員長】

わかりました。そのほか何かご意見、ご質問ありませんか。

【石坂委員】

入学者選抜要項は保護者というか、子どもたちも目にするものですか。

【指導課長】

今委員おっしゃるとおり、子どもたちも目にします。

【石坂委員】

そうだとしたら、ちょっと説明不足かなと思うところが1カ所あります。19ページの応募資格及び期待する生徒像等、(1)のウのところ、イとウが追加された先ほど説明がありましたが、ウについて学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者とありますが、これについてはどういう人が該当するのか、ちょっとわからないので、どこかに説明がないと困るかなと思ったんですけれども。

【指導課長】

今手元に第95条の原文があるんですが、ちょっと読み上げさせていただきます。

「学校教育法第57条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。」ということで、要は中学校の課程ですね。小・中学校の教育課程を終えたという条件がその資格になるわけです。例えば要項に関しましては、このような形でずっと書かれてきているものですから、ここについては、例えば学校から配られると思いますから、学校のほうで説明するような形を今までもとってきております。

【委員長】

石坂委員が言われたのは、これだとわからないということだから、もしできればこれにやはり何か注釈みたいなものをつけてもいいんじゃないでしょうか。

【指導課長】

石坂委員がおっしゃった内容については、県に報告したいと思います。

【委員長】

そのほか何かご意見、ご質問ございますか。

【中原委員】

新旧対照表の表記の仕方になるのかもわかりませんが、今回、前期選抜と後期選抜というふうに大きく変更になっている点があると思うんですね。それに関して、例えば30ページの左側、前期選抜の内容の中で新たに加わっている文言に下線が引いてないのがあるとか、それから2の応募資格及び期待する生徒像で応募資格も大幅に、中等教育学校の前期課程とか、大幅に変わっていますよね。それもアンダーラインとかが引いていないということは表記上不備というふうに思うんですが、このあたりも何かご説明があればお願いしたいというふうに思います。

それから、内容で同じように、私が気づいたところでは32ページ左側の5、選抜方法の下に、「中学校の校長から送付された」というふうにありますけれども、これは先ほどの応募資格によると、中学校だけではないので、「中学校の校長から」というふうに表記されているだけでは内容的に不備なのではないかというふうに思うところがあります。この点に関して説明をお願いしたいと思います。

【指導課長】

今、中原委員からご指摘ありましたアンダーラインにつきましては、当方の不手際で抜けている箇所がありました。

【委員長】

もう一つ、32ページの5、選抜方法で、「中学校の校長から」と限定されていますが、それはいかがですか。

【指導課長】

今の2点目の指摘の内容ですが、新旧対照表の古いほうでは、「中学校の校長から送付された調査書等」というその「等」が私どもで抜けているというところで、そこはちょっともう一度確認して調整させていただきたいと思います。

【委員長】

いえ、そうではなくて、「中学校の校長から」となっていますが、中学の校長から送付されなくても、中学校を卒業した者と同等以上の学力が認められる者はこの選抜試験を受ける資格があるというのが95条の一文なんですよね。そうすると中学の校長に限定しなくてもいいんじゃないかということです。

【中原委員】

応募資格に対応していないんです。

【委員長】

今の「調査書等」というのを「中学校の校長等から」としたらいいんじゃないですか。

【教育次長】

実は、この要項改正につきましては、県教育委員会の要項に準じて改正をしているというのが実情でございます。ですから、今回、市立高校につきましても、県教育委員会の要項の改正に合わせた形で載せているものです。先ほどご指摘のありましたことについて記載がないために、そのまま改正しているといったような状況になっております。

【指導課長】

県のほうからその部分含めて、最終的にこういうふうになったという通知が教育委員会のほうに届いておりませんので、今はっきりここで説明することはできません。

【委員長】

これはこちらの希望というか、会議で出たものを反映しますということは県のほうに言えないんですか。例えば、反映した募集要項をつくりますということは言えないんですか。

【指導課長】

意見が出たことについては、会議が終わった後で県の教育委員会のほうに報告をしますので、反映されるものもあると思います。

【委員長】

準じるという言葉は結構難しいんですけども、全く一致するという意味じゃないんですよ。よく法律に準じてとさっきから出ているんですけども、やはり市立高校なんだから、逸脱したものでなければ、ある程度船橋市独自のカラーを出してもいいんじゃないかと思うんですけども、そういうのはできないんですか。

【教育次長】

申しわけありません。この要項、先ほど申しましたように、県立高等学校の要項に基づいて作成しているわけでございます。従いまして、恐らく、県立の場合でも今ご指摘の内容は該当するというふうに受けとめております。

これにつきましては、今一度指導課で確認させていただきたいと思います。

【委員長】

そうですね。わかりました。

【教育長】

要するに、市立高校というのは船橋市だけではなくて、千葉県に何校かあるわけですよ。ほかは全部県立高校に準じてやっているんですよ。

そこでさっきの中原委員の質問というのは、中学校を卒業しなくても、卒業認定試験みたいなものもあるということですよ。

【指導課長】

はい。

【教育長】

そうですね。そうすると、中学校の校長が出すものではないものもあるじゃないですかということですよ。それを「中学校の校長」と限定してしまっているのはおかしいですよ。

【中原委員】

私が気になったのは、応募資格のところが変更になっているのに、ここの部分がどこも「中学校の校長から送付された調査書」となっているところが、十分検討されていないのではないかと思います。

【教育長】

市立高校の校長先生は何か意見ありますか。

【市立高校長】

これは私も今日初めて見させていただいて、憶測になってしまうんですけども、多分これは「中学校の校長から送付された調査書」と点がついているんですが、この後の「志願者から提出された志願理由書」と2つセットで「等」をつけているというふうに文章を読めば、応募資格に対応していると思いました。

実際には中国から帰国した生徒などで中学校の書類が出ない場合でも、受検が可能です。そのようなことから考えましても、この文を作られた方の真意を予測するに、この点の前と後ろを含めて「等の書類の審査」に係っていると思います。

【委員長】

そしたら、点を取って「や」かなんかにすればいいんですよ。

【教育次長】

並列といいましょうか、先ほどからお話が出ておりますように、必ずしも中学校の校長から

調査書が送付されない方も中にはいらっしゃるわけですね。ですから、そういった意味で、調査書がなければ受験資格がないのかということにはつながらないと思います。まさにそれはもう並列の扱いで記載されているというふうにお考えください。

【教育長】

我々の頭の中というのは、みんなが中学校を卒業するものと考えがちですね。検定だとか受けるのはごくまれじゃないですか。そういった子達はどうかという目で見ると、それに順応した文章になってないように見えますよね。だけれども、これを読むと、必須の条件にも読めないんですね。

だから、「中学校の校長から送付された調査書」、当然中学校の卒業予定者にはこれがあるわけだけれども、その調査書がない者については書いてないから、別に必要ないというふうにも読める。改めて読んでみると疑問が生じますね。逆にどちらにも対応した文章になっている気がします。

【中原委員】

その点はそのとおりだと思います。要するに、新規事項としては中等教育学校が出現しているということで、中学校と中等教育学校が含まれているので、先ほど委員長がおっしゃったように、「中学校の校長」ではなくて、「中学校の校長等」というふうにすると、さらにわかりやすいかなと思います。

【教育長】

わかりやすくしたほうがいいですね。

【中原委員】

その辺は要するに県の教育委員会なんですね。

【教育長】

県教育委員会に申し入れてもらいたいのは、石坂委員も言ったけれども、子どもたちが目にするものは子どもたちにわかりやすいものにしていただきたいということ。例えば、前期中等教育が何で、後期中等教育が何で、高等教育が何かと聞かれたら、学校の先生でもわからない人がいると思うんですね。今回はしょうがないけれども、こういうのは我々がうっかりしていたところだから、できるだけ県教育委員会に申し入れて、もう少しわかりやすく書いてもらいたい。

それと、さっきのところは、例えば24ページの(3) 学校教育法第95条を読まれたってわからないですね。またそれを解説しなければいけませんよね。ただ、そこは解説するとして、そのほかできるだけわかりやすい言葉に作ってくださいというのが中原委員、教育委員としての意見となります。

確かによくよく考えてみると、両方表記されているように読めるんだけれども、ぱっと見ると、そういう特殊な子どもがいるのに特殊な子どもに対して全然配慮がないじゃないかというふうにも見えてしまいますよね。いかがでしょうか。

【委員長】

私もそう思いますけれども、いかがですか。

これは、県教育委員会からのひな型があって、市船独自で変えられる内容というのが、例えば、募集定員とか体育科の適性試験の内容とかですよね。それ以外の選抜方法とかは、もう向こうからこうしなければいけないという規則があるんですか。

【教育次長】

県立の要項につきましては、教育委員会会議の議決後、たしか県報掲載すると思うんですね。それで告示という形をとりますので、告示した後は、訂正がなかなかきかないというふうに考えられます。

【委員長】

県の教育委員会からひな型が来るわけですよね。

【教育次長】

はい。

【委員長】

県でこういうことをやりなさいというふうなことで来ている中で、市船独自にできるところとできないところというのは、どういうところなんですか。今の募集定員しかだめだという規則というか、規定があるんですか。

【市立高校長】

市立高校で今独自に数字を出しているものに、例えば前期選抜の普通科のパーセンテージがあります。これは県教育委員会から60%以内というような表現があったと思います。その中で、市立高校は60%に定めています。これは市立高校だけではなく県立高校も同じように適用されています。あわせて本校でいう商業科、体育科といった科においては、県から80%以内ということ来しています。これも本校は80%で、他の県立高校も同じような条件で選んでおります。

その後の検査、前期選抜の第2日の検査内容、これにつきましては、現在行われている特色ある入学者選抜に準じる形で前期入試を考えていますので、ここは各学校によって違います。例えば、学校独自問題という問題をやっている学校もございますし、そのところで、この第2日に関しては、学校が独自で選んでおります。

もう一つは、第2次募集の検査内容です。これも各学校で選んでおります。大きく言うとその3点が学校で検討できる内容になっております。

【委員長】

そこまではいいけど、あとは準じなさいということですね。

【市立高校長】

そのように理解をしております。

【委員長】

わかりました。

それでは、これはどういたしますか。県の教育委員会にこちらの意見を言って、また新たに出してもらおうということによろしいですか。

【教育長】

これはこれで議決して、意見としてつけ加えてもらうという形はいかかでしょうか。

【委員長】

わかりました。

よろしいですか。

【篠田委員】

とにかくもう少しわかりやすくしてほしいですね。規則にのっとって書けばこうなのかもしれないけれども、石坂委員が言ったように、普通の生徒さんが見てもう少しわかりやすい言葉、表記の仕方で書いてもらいたいですね。

【委員長】

そうですね。よろしいですか。

それでは、議案第31号「平成23年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」を採決いたします。今出た意見については、県に申し入れるということでご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第31号については原案どおり可決いたしました。

それでは、続きまして、議案第32号について、中央図書館、説明願います。

議案第32号の「船橋市図書館協議会委員の委嘱について」は、中央図書館長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第33号について、青少年センター、説明をお願いいたします。

議案第33号の「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」は、青少年センター所長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、報告事項に入ります。

初めに、報告事項(1)、報告事項(2)及び報告事項(3)について、指導課、続けて報告をお願いいたします。

【指導課長】

今年も3週間あまりで夏休みとなります。夏季休業中毎年恒例の児童・生徒の発表会がございますので報告させていただきます。

まず、41ページ、サマーコンサートのお知らせでございます。今年は7月21日から3日間、船橋市民文化ホールを会場に、1日目、中学校器楽の部、2日目、小学校器楽の部、3日目、小・中学校合唱の部と例年どおり3つの部で行います。船橋市民文化ホールの音響もかなり改善されたというふうに聞いておりますので、委員の皆様もお忙しいところだとは思いますが、実際に足を運んでいただけると幸いです。

それから、資料の43ページ、「夢・アート展」です。これも例年行っている内容のものでございます。日時が8月7日から8月25日まで、会場がアンデルセン公園の子ども美術館で行います。こちらにもぜひ足を運んでいただければと思います。

それから、45ページ、これは中学校のほうの演劇部の発表会でございます。日にちが8月6日・7日、音楽発表会と同じ会場、船橋市民文化ホールで2日間行いますので、ぜひおいでいただきたいと思っております。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項（４）について、保健体育課、報告をお願いいたします。

【保健体育課長】

報告事項（４）第４６回船橋市中学校総合体育大会という資料４７ページをご覧くださいと思います。

ここに書いてありますので詳細は読みませんが、一番わかりやすいのは５３ページ、大会日程・会場の一覧があります。今年度７月１７日から予備日も入れて２４日まで大会が開催されます。現在、大会に向けて各専門部では、大会運営の準備を進めているところでございます。後日、委員の皆様方には、各競技で活躍する選手の姿をご覧いただけるように、巡回の希望のご案内をさせていただきますので、そのときはよろしくをお願いいたします。

なお、一番下の駅伝ですが、期日は１０月３０日です。この駅伝については、詳細がわかりましたら巡回等についても別途ご案内をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何のご意見、ご質問がございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

暑い時期なんで熱中症とか、事故が起こらないようによろしくをお願いいたします。

【保健体育課長】

わかりました。

【委員長】

続きまして、報告事項（５）について、文化課、報告をお願いいたします。

【文化課長】

資料５５ページになります。

船橋市文学賞の募集についてです。ここに募集要項をつけておりますが、本年度で２３回目

を数えます。6月15日より既に募集を開始しております。昭和63年に創設しまして、市民の文芸活動の振興を図ることを目的に行っております。募集内容につきましては、部門、応募資格等特に変更ございません。

58ページに選者を紹介しておりますが、昨年小説部門の選者がお亡くなりになったため、昨年は急遽下読みの先生にお願いしたところなんですけれども、今年度は船橋市在住の小説家、笹本稜平氏に選者をお願いしましたところ、快諾いただけましたので、このように新たに笹本稜平氏が選者として入っております。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありました。何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

よろしいですか。

【委員長】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項(6)及び(7)について、生涯スポーツ課、続けて報告をお願いいたします。

【生涯スポーツ課長】

報告事項(6)、59ページをお願いいたします。

平成22年度ホテル鑑賞会の実施報告につきまして、6月1日から6日まで、運動公園ホテルの里で行われましたホテルの鑑賞会でございます。

日別の入場者数、天候等を記載してございます。また、平成12年度から本年度までの入場者数を資料として提出してございます。

続きまして、報告事項(7)でございます。61ページをお願いいたします。

学校プール開放事業についてでございます。これから入る夏休みを、前期、中期、後期、3期に分けて、1週間、5日ずつプールを開放いたします。一部中学校が入っておりますけれども、各小学校のプールを中心に使用いたします。予定はこちらにあるとおりでございます。前期が7月26日から7月30日まで、中期が8月2日から8月6日まで、後期が8月9日から8月13日まででございます。

資料の中で少し文字が大きくなっている、例えば前期の宮本中、あるいは高根中がございます。これは宮本小学校、あるいは高根東小学校が工事の関係等によりましてプールを使うことができませんので、それにかわる学校として宮本中学校、あるいは高根中学校をお願いしてございます。

それから、中期に峰台小、行田西小、三山東小、星印がついております。ちびっこスイミン

グ教室ということで、7月1日の広報に掲載をいたしますけれども、この3校の開放しているプールを1コース分だけスイミング教室に当てます。午前20名、午後20名、はがきによってご応募をいただきまして、初日は泳げなくても5日後には水に浮いたりできるようにすることでスイミング教室をっております。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありました。何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【中原委員】

学校のプール開放は、天候によって、例えば、雨が降ったら今日はやらないとかあるのですか。

【生涯スポーツ課長】

あります。水温と気温の合計が45度、そういった見方をしておりますので、あまり寒い日などは中止になります。

【委員長】

そのほか何かございますか。

プールの水というのは、大体どれくらいで入れかえているんですか。

【生涯スポーツ課長】

入れかえはそう多くはできません。毎回のように、入れかえてしまいますと時間や費用などが相当かかりますので、塩素を入れる等の検査を日々いたしまして、使えるようにしています。

参考までに、中学校のプールを使う学校がありますが、私たちが考えている対象者は小学生ですから、中学校の通常のプールの水深より少し下げて対応していくといったことは行います。

【委員長】

ありがとうございました。

そのほか何かございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項(8)について、青少年センター、報告お願いいたします。

【青少年センター所長】

それでは、報告事項（８）一宮ふれあいキャンプの開催について報告をいたします。

資料は６３、６４ページになっております。

ここにあります一宮ふれあいキャンプは、昭和５７年から行われております。不登校及び不登校傾向を持つ児童・生徒を対象としております。本年度は８月２６日、木曜日から２９日、日曜日まで３泊４日の日程で、一宮町にあります船橋市立一宮少年自然の家を利用して行います。

野外炊爨ですとか、農作業体験、ウォークラリーなど自然環境を活用した体験活動や、グループ活動を通して児童・生徒の学校復帰を目標に実施しております。

現在、小学校、中学校を所員が訪問いたしまして、該当児童・生徒の参加について学校の先生方をお願いをしているところでございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項（９）その他で何か報告したいことがある方は報告をお願いします。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、本日予定していました議案等の審議が終了いたしました。

これで教育委員会会議６月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。